



## 支援制度のご案内

### 市に生活支援緊急相談窓口を開設

生活支援制度の案内や活用方法、関係機関・窓口との連携など、必要な支援につながるようお手伝いします。まずは、下記の電話番号にお電話ください。

① ☎ 090 - 8757 - 2562

② ☎ 090 - 8757 - 2563

③ ☎ 090 - 8757 - 3082

**対象** 新型コロナウイルス感染症の影響により、生活に不安を抱えておられる市民  
**場所** 障害者福祉センター（平田町）  
**日時** 月～金曜日までの8：30～17：15（祝日を除く）  
**体制** 3人  
**問** 人事課  
 ☎ 30-6106 FAX 22-1398

### 国民健康保険料の軽減

勤めていた会社の倒産や解雇など、事業主の都合によって離職した人は、基本手当等を受ける人であつ、雇用保険受給資格者証の「離職理由」により、軽減を受けられる場合があります。

**問** 保険料課  
 ☎ 30-6145 FAX 22-1398

### 地方税の納税の猶予制度

新型コロナウイルス感染症の影響により、市税を一時に納付することが困難となった場合、もしくは生活困窮となった場合などについて、申請により納税の猶予を受けられる場合があります。

#### ◆徴収の猶予

次に該当する場合は、猶予制度があります。

#### ▶災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

#### ▶本人または家族が病気にかかった場合

納税者本人または生計を同じにする家族が病気にかかった場合

#### ▶事業を廃止または休止した場合

納税者が営む事業について、やむを得ず休業をした場合

#### ▶事業に著しい損失を受けた場合

納税者が営む事業について、利益の減少などにより、著しい損失を受けた場合

以上のような理由以外でも、新型コロナウイルス感染症の影響により、納付が困難な場合は、お電話でご相談ください。

**問** 納税課  
 ☎ 30-6109 FAX 22-1398

### 企業向け支援一覧

制度	対象	内容	申請手続き	問い合わせ先
資金繰り支援	信用保証 (セーフティネット保証・危機関連保証)	借入債務の100%・80%を保証 ※対象業種等、詳しくは、お問い合わせください。	【認定】 彦根市地域経済振興課 ☎30-6119	滋賀県信用保証協会 ☎077-511-1300
	融資 (特別貸付制度・特別利子補給制度)	【特別貸付制度】一律金利で融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施。据置期間は最長5年 【特別利子補給制度】上記特別貸付制度により借入を行った中小企業者のうち一定の要件を満たす方に利子補給を実施 ※詳しくはお問い合わせください。	日本政策金融公庫 ☎0120-154-505	日本政策金融公庫 ☎0120-154-505
雇用を支える手当	小学校休業等 対応助成金	小学校等に通う子どもの保護者である労働者の休暇に伴う所得減少に対応	学校等休業助成金・支援金受付センター(郵送) 〒105-0014 東京都港区芝2-28-8 芝二丁目ビル4階	相談コールセンター ☎0120-60-3999
	雇用調整助成金	労働者に一時的に休業等を行うことで、雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成	ハローワーク彦根(彦根公共職業安定所) ☎22-2500	相談コールセンター ☎0120-60-3999
	中小企業雇用継続 支援補助金	新型コロナウイルス感染症の影響により雇用調整助成金の支給決定を受けた県内中小企業	支給決定額のうち、休業にかかる分を補助対象とし、国制度と合算して助成率が5分の4となるよう算出(上限あり) ※申請受付開始時期は未定	滋賀県労働雇用政策課 ☎077-528-3751
インベーション支援	小規模事業者持続化補助金	設備投資・販路開拓支援において、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者を優先的に支援	中小企業基盤整備機構生産性革命推進事業室 ☎03-6459-0866	中小企業基盤整備機構生産性革命推進事業室 ☎03-6459-0866

..... < 広告欄 > .....

..... < 広告欄 > .....